

○谷本石川県知事提出資料

三位一体の改革案についての五つの疑問

平成 15 年 5 月 14 日

- 1 何のために地方分権を行うのか、という目的やビジョンを見失った提案となっているのではないか。
- 2 税源移譲を先送りするなど、三位一体の改革になっていないばかりか、今までの地方分権の流れを唐突に転換しようとするものになっているのではないか。
- 3 税源移譲もなく、国庫補助負担金の廃止・縮減に加え、地方交付税の一方的な廃止や総額削減を提言するなど、国・地方の財政危機を、国の義務付け、枠付けに基づき財政を運営してきた地方だけにしわ寄せし、地方分権を国の財政健全化の手段とするものになっているのではないか。
- 4 福祉、教育、治安など住民に身近なサービスを提供する地方行政の実態や制約を無視して、地方自治体の財政だけを突き放し、国民生活への影響を考慮しない提案となっているのではないか。
こうした提案は、サービス水準の一方的な切下げや地域間格差の著しい拡大につながり、地方自治体ひいては国民を不安に陥れるものとなっているのではないか。
- 5 制度的な問題点や不明確な点、整合性のとれていない点が数多くあり、実現性に問題のある、責任のもてない案となっているのではないか。

三位一体の改革案についての五つの疑問

1、何のために地方分権を行うのか、という目的やビジョンを見失った提案となっているのではないか。

- 今回の改革案は、本来、地方分権推進法以来の勧告・意見及び政府の閣議決定を踏まえたものであるべきにもかかわらず、こうした流れを無視している。今一度、地方分権の推進とは何か、その原点に立ち戻ることが必要である。

(参考) 地方分権推進法

(目的)

第1条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、…(中略)…地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第2条 地方分権の推進は、…(中略)…地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

2、税源移譲を先送りするなど、三位一体の改革となっていないばかりか、今までの地方分権の流れを唐突に転換しようとするものになっているのではないか。

- 税源移譲を含む税源配分の見直しは、三位一体改革の軸となるべきものである。しかしながら、税源移譲自体については具体的な記述がなく、増税時期まで問題を先送りしている。
- 地方分権推進法以来の地方分権の流れの中では、地方自治体が住民意志に基づいて、地方自治体の財政を自己決定できるように、地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、住民の受益と負担の対応関係を明確化するため、地方税源を充実強化する改革が基本とされてきた筈である。

3、税源移譲もなく、国庫補助負担金の廃止・縮減に加え、地方交付税の一方的な廃止や総額削減を提言するなど、国・地方の財政危機を、国の義務付け、枠付けに基づき財政を運営してきた地方だけにしわ寄せし、地方分権を国の財政健全化の手段とするものになっているのではないか。

- 地方交付税については、これを廃止し、地方共同税・財政調整交付金に再構成したうえで、地方に仕事を義務付けながら、その財源保障を行わずに理屈なく地方財源を縮減する案となっている。三位が一体となった改革案となっておらず、国の財政再建のための財源削減策と言わざるをえない。
- 全体を通じ、あたかも地方分権の推進を、地方議会や住民の間で、国から求められている行政サービス水準を維持確保するために独自増税するのか、あるいは、行政サービスの水準を削減するのかということを議論することのように捉えている節がある。
- そもそも、地方が独自増税できる範囲が限られている上に、財政健全化の思想ばかりでは、地方分権改革推進会議としての見識が問われてしまう。

4、福祉、教育、治安など住民に身近なサービスを提供する地方行政の実態や制約を無視して、地方自治体の財政だけ突き放し、国民生活への影響を考慮しない提案となっているのではないか。

こうした提案は、サービス水準の一方的な切下げや地域間格差の著しい拡大につながり、地方自治体ひいては国民を不安に陥れるものとなっているのではないか。

- 「住民が受益と負担の関係を選択する制度への転換」という改革目標は重要ではあるが、地方の行政サービスには、国が地方に一定水準の行政サービスの提供を求めている分野、地方に委ねたとしても国民が地域格差を容認せず事実上一定水準のサービス提供をせざるを得ない分野があることを踏まえなければならない。このような行政分野については、国民が全国的に同じ水準の税負担の下に、同じ水準の行政サービスが受けられるよう、国が責任を持って地方税財源を確保する仕組みが必要である。
- にもかかわらず、このような行政分野に係る仕事の量を、現在から、どの程度減らせるのかを定量的に示さないままに、国が地方に保障する財源の減額を提案している。これでは、国として標準的な行政サービスの提供を地方に求めておきながら、国としての財政上の責任を放棄するもので、全国に混乱を生じさせ、国民生活に重大な影響を与えかねない。
- また、提案されている地方共同税では、仕事の量に応じない歳入面だけの格差調整と

されており、これでは地方団体における必要な一般財源を確保することは困難で、結果として、地域間格差を拡大させるものである。

5, 制度的な問題点や不明確な点、整合性のとれていない点が数多くあり、実現性に問題のある、責任のもてない案となっているのではないか。

○ 本来、改革案は、最低限、骨太方針 2002 に沿った方向で、その具体化を図るべきものである。しかし、それすらも満たしておらず、むしろ部分的には後退している上に、三つの制度改革のバランスが全くとれていない。そのうえ多くの問題を含んでいる。

①税源移譲を含む税源配分の見直し

三位一体改革の軸となるべき税源移譲を先送りしたうえ、地方消費税を地方共同税という名の交付税原資部分のようなものに統合するという案が提示されているが、これは地方分権の推進のために創設された基幹的な税源を地方から剥奪するもので、地方分権に全く逆行している。

②交付税の改革

①や③が具体性がなく後退しているにもかかわらず、交付税の改革については、地方共同税という内容不明で実現性に疑問のある改革案が提示されているが、問題点があまりにも多すぎる。例えば、国が地方に義務付ける仕事や国民が地域格差を容認しない仕事の量に応じた地方財源を保障しなければならないのに、それを定量的に検証せず理屈なく地方財源をカットしている点が大問題である。また、交付税の法定率分、上乗せ分等といった形式だけに着目して地方財源を縮減しようとしている。地方共同税は、誰が責任をもって税率等を決めるのか不明であり、その配分方法についても、自治体ごとの仕事の実態に合致しないようなものでは、自治体の理解は得られまい。財政調整交付金は、地方分権に全く逆行している。

③国庫補助負担金の廃止・縮減

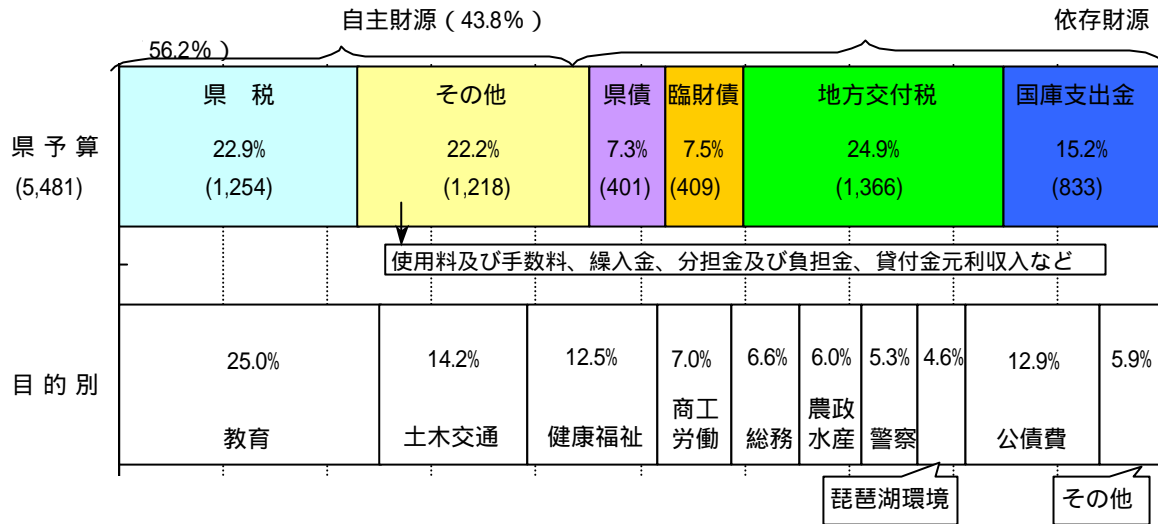
国庫補助負担金の廃止・削減については改革の具体像、全体像及び改革過程が示されておらず、政府の取組に丸投げしている。

④地方債

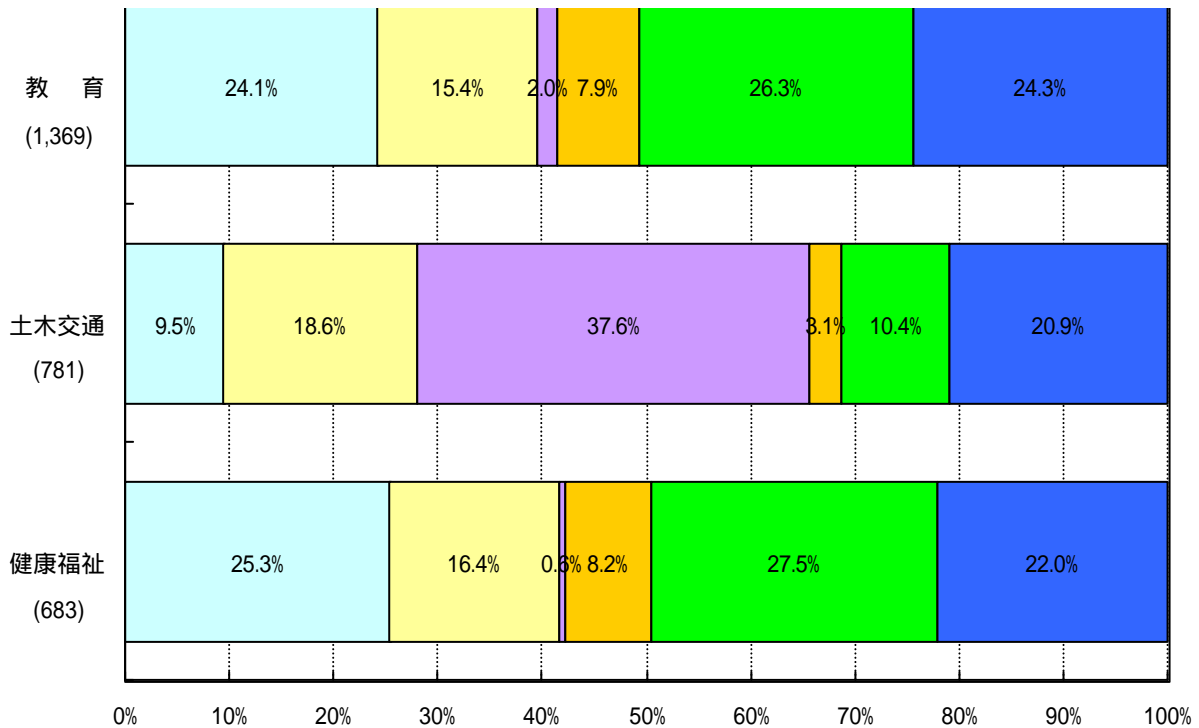
新発債の元利償還金に対する事業費補正を一層縮減していくことは必要だろうが、小中学校やゴミ処理施設等の整備ができなくなる地域が続出するような制度にはできない。既発債の元利償還金に対する事業費補正の見直しについては、地方自治体の計画的な財政運営を狂わせるおそれがある。

平成15年度滋賀県一般会計当初予算における財源内訳

()内は、予算額です。(単位：億円)

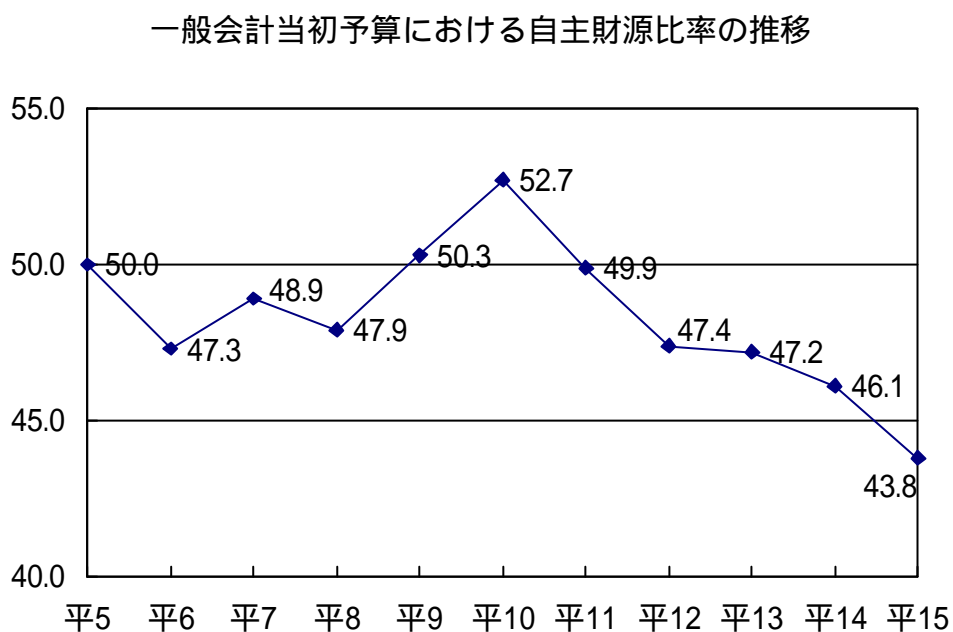


主な目的別歳出の財源内訳



1 一般会計当初予算における自主財源比率の推移

下のグラフで示されるように、自主財源比率は、平成10年度以降低下し続けています。



2 地方交付税について法定五税分のみとした場合の試算

地方分権改革推進会議の意見書原案による地方交付税の考え方

法定率分は、地方共同税

上乗せ分は、財政調整交付金 段階的に定率で削減

に従って、上乗せ分が最終的に措置されないとした場合の試算

$$\begin{array}{l} \text{本県地方交付税当初予算額} \quad \text{法定五税分} \quad \text{地方交付税総額} \\ 1,366 \text{ 億円} \quad \times \quad 10.6 \text{ 兆円} / 18.1 \text{ 兆円} = 800 \text{ 億円} \end{array}$$

$$\text{影響額} \quad 1,366 \text{ 億円} - 800 \text{ 億円} = 566 \text{ 億円}$$